

埼玉県からのお知らせ

道路上のカラーコーンを使った案内広告、電柱などのはり紙・はり札は禁止されています

道路上に置いたカラーコーンによる案内広告、電柱など取り付けられたはり紙やはり札は、街の美観を損ねるとともに、道路交通の妨げになります。

埼玉県屋外広告物条例の禁止事項

- 分譲物件の内容や案内矢印等を表示した、はり紙・はり札を貼り付けたカラーコーン等を路上に設置すること。
- 電柱、街灯柱、信号機、街路樹、消火栓、ガードレール、道路標識に、はり紙・はり札、広告旗、立て看板を貼り付けたり、くくり付けること。



路上のカラーコーン



街灯柱のはり紙



電柱のはり札

これらは全て屋外広告物条例違反です！

違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

県条例の規定に関するることは下記までお問い合わせください。

埼玉県 都市整備部 田園都市づくり課 景觀・屋外広告物担当
電話 048-830-5528

※さいたま市、川越市、越谷市、川口市、春日部市、戸田市、新座市、八潮市は市条例が適用されます。お問い合わせは各市の窓口にお願いします。